# 第5回熱海市伊豆山復興計画検討委員会 議事録

日時 : 令和 4 年 6 月 29 日 (水)

15 時~16 時 45 分

場所 : 熱海市役所第1庁舎4階

第1・2会議室

## 1. 開会

事務局 定刻となりましたので、ただいまから、第5回熱海市伊豆山復興計 (佐藤企 画検討委員会を開催します。

画 財 政 課 本日の会議には、報道関係者、傍聴者が入室しますのでご承知おき願 長) います。

> 開会に当たり、本日の会議資料の確認をさせていただきます。不足が あればお知らせください。

資料番号は、それぞれ右上に記載してあります。

まず、本日の会議の「次第」です。

次に、「委員名簿」です。

次に、本日の会議の「座席表」です。

次に、資料1「第4回熱海市伊豆山復興計画検討委員会 議事録」です。

次に、資料2「第4回熱海市伊豆山復興計画検討委員会 意見内容と 対応方針(案)」です。

次に、資料3「熱海市伊豆山復興基本計画」です。

次に、資料4「熱海市伊豆山復興まちづくり計画(案)」です。

最後に、資料 5 「第 1 回伊豆山復興まちづくりワークショップかわら版」です。

本日の会議資料は以上です。

なお、このほかに、委員の皆様には、前回の委員会で事務局に資料要求のあった「仲道公民館から県道までの市道伊豆山神社線の拡幅」に関する参考資料を1枚配付しました。何か足りないものはございますか。

よろしければ、次に、本日の会議の成立についてです。

本日は、當摩委員より所用により欠席とのご連絡をいただいております。

会議には、委員の過半数にご出席いただいておりますので、委員会 設置要綱第7条により、会議が成立していることをご報告いたします。 それでは、この後の会議の進行は髙橋委員長にお願いいたします。 髙 橋 委 員 皆様こんにちは。委員長の髙橋でございます。本日は大変お忙しい 長 中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

> 委員の皆様におかれましては、これまで、熱心なご議論と、大変多く の貴重なご意見を賜り、心より感謝申し上げる次第であります。

> ご案内のとおり、前回の第4回検討委員会において、復興基本計画 については、本委員会での議論は最終とし、私に一任とさせていただ いたところであります。

> 以降、基本計画の目的や趣旨を勘案しつつ、皆様からいただいた貴 重なご意見や厳しいご意見などを十分に踏まえて、学識委員であられ るお二人の先生のご指導をいただきながら、事務局と内容を最終的に 詰めてまいりました。この復興基本計画につきましては、後ほど、報 告事項として事務局より説明してもらいます。

> したがって、本日の委員会からは、復興まちづくり計画(案)の議論に 移ってまいりたいと思っております。

> 委員の皆様におかれましては、これまでと同様に、忌憚のないご意 見を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

> それでは、本日も、齊藤市長にご出席いただいておりますので、一 言、ご挨拶をいただきたいと思います。市長、よろしくお願いします。

### 2. 市長挨拶

齊藤市長

市長の齊藤でございます。本日は大変お忙しい中、第5回復興計画 検討委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、伊豆山復興計画検討委員会につきましては、本日 の開催で5回目となります。

前回、5月25日に開催した第4回委員会におきましても、復興基 本計画(案)について、委員の皆様より貴重なご意見を賜りましたが、 その中には、大変厳しいご指摘もいただいたところでございます。

この復興基本計画については、前回の委員会をもって、委員会での ご議論を最終とさせていただき、これまで頂戴しましたご意見を基に して、委員長と事務局において、学識の先生方のご指導もいただきな がら、計画内容について、最終的に詰める作業を進めてまいりました。

後ほど、事務局より、報告事項として復興基本計画について説明を 申し上げますが、本日の委員会からは、復興まちづくり計画について ご議論を賜りたいと思っております。

復興まちづくり計画は、8月頃の策定を目標としております。委員 の皆様におかれましては、本日の委員会におきましても引き続き、忌 憚のないご意見を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、私から のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

## 3. 報告事項 ①前回議事録の確認 ②復興基本計画について

髙橋委員 齊藤市長、ありがとうございました。

長 それでは、報告事項に入ります。はじめに、①「前回議事録の確認」 について、事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、事務局より、報告事項の①「前回議事録の確認」につきま (鈴木復 して、配付させていただきました資料1「第4回熱海市伊豆山復興計 興推進室 画検討委員会 議事録」により、前回、第4回委員会の"ふりかえり" としてご報告申し上げます。

前回、第4回委員会は、委員1名が欠席されましたが、去る5月25日に開催いたしました。冒頭、市長より皆様にご挨拶を申し上げて、はじめに、報告事項といたしまして、事務局より、第3回委員会の議事録の確認を行いました。

引き続き、議事に入り、議題の①「復興基本計画(案)について」を、 事務局よりご説明申し上げた上で、委員の皆様にご議論いただきました。当日の議論の内容につきましては、資料1の議事録をご確認いた だきたく存じます。なお、復興基本計画につきましては、前回、第4回 の委員会をもって委員会での議論を終了し、委員長一任とさせていた だくこととなったものでございます。

そのあと、その他事項といたしまして、事務局より伊豆山復興まちづくりワークショップについてご報告申し上げて、第4回の委員会を終了したところでございます。

委員の皆様におかれましては、議事録をご確認いただき、何かございましたら、会議終了後、事務局までお知らせいただきたく存じます。 以上でございます。

髙橋委員 ただいま、事務局より報告がありました。議事録については、各自で 長 内容をご確認いただき、何かございましたら、委員会終了後、事務局 にお伝えください。

次に、報告事項の②「復興基本計画」について、事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、事務局より、報告事項の②「復興基本計画」につきまし (鈴木復 て、配付させていただきました資料3「熱海市伊豆山復興基本計画」 興推進室 により、ご説明申し上げます。

長)

復興基本計画につきましては、前回、第4回の委員会において、事務局より最終的な案をご説明申し上げたところでございますが、計画内容の最終的な調整につきましては委員長に一任とさせていただき、以降、皆様からいただいたご意見を踏まえつつ、基本計画の目的や趣旨に沿って、学識委員であられるお二人の先生のご指導をいただきながら、委員長と内容を詰めてまいりました。

本日配布の資料3「熱海市伊豆山復興基本計画」につきましては、 関係各所や、市役所内部での最終的な調整を行った上で、昨日6月28 日に開催いたしました、市長が本部長の「熱海市伊豆山復興推進本部」 の会議におきまして、策定、決定したものでございます。

それでは、復興基本計画の内容につきまして、資料3により、少々 長くなりますが、ページを追って順にご説明申し上げます。

なお、ご案内のとおり、復興基本計画は、復興の基本理念、目標、方針など、復旧・復興に対する基本的な考え方や大きな方向性を定めたものでございます。

はじめに、1ページ目、「第1章 計画の概要」でございます。

1ページ目から5ページ目にかけましては、計画策定の目的や検討体制、計画の対象地域や期間、構成について記載しております。

計画策定の目的につきましては、「被災された方が一日も早く安全・安心な生活を取り戻し、地区の持続的な発展を着実かつ創造的に進めていくとともに、このような災害を二度と起こさないこと」としております。

また、計画の期間につきましては、一刻も早い復旧・復興が必要であるとしつつも、被災された方々の生活再建意向、伊豆山地区の基盤整備、静岡県が実施する逢初川の河川改修との連携を見据えての復旧・復興が必要とし、短期(3年)、中期(5年)、長期(10年)の3つの期間による時間軸をもって事業を推進するといたしました。

次に、6ページ目、「第2章 被害状況」でございます。

6ページ目から 25ページ目にかけましては、土石流災害の概要、被害の状況、避難及び復旧状況、復興に向けた課題について記載しております。

各表のデータにつきましては、関係各機関に報告したものなどに合わせて、表記方法や集計方法などを最新のものに見直しております。 また、20ページ目に、新たに「静岡県による河川改修計画の概要」を 追加いたしました。

21 ページ目から 25 ページ目の「復興に向けた課題」につきましては、警戒区域内の課題や、生活再建に関する課題についても明記し、全面的に内容の見直しを行うとともに、地域の声に加えて、現在、まちづくり課で行っている個別面談でのヒアリングにおいて伺ったご意見を新たに追加いたしました。

次に、26ページ目、「第3章 計画の基本的な考え方」でございます。

26 ページ目から 28 ページ目にかけましては、計画の基本理念や、目標と方針について記載しております。

26ページ目の「計画の基本理念」につきましては、様々なご意見をいただいたところでございますが、「地域が取り戻す 後世につなぐ安全・安心と魅力と絆 ~住むマチ 集うマチ 安全・安心の伊豆山~」といたしました。

また、基本理念の前段の文章では、「二度と同じ災害を繰り返すことがないよう、安全・安心をすべての基本」とした上で、新たに、「市が先頭に立ち、被災された方をはじめとする地域住民、関係団体と一丸となって伊豆山での生活や安心できるコミュニティを取り戻す」ことを明記いたしました。

28ページ目の「計画の目標と方針」につきましては、計画の柱となる基本目標として「安全・安心の確保」、「速やかな生活再建」、「創造的復興」の3つを掲げた上で、目標の実現に向けた基本方針として、「安全なまちづくり」、「安心なまちづくり」、「住まいへの支援」、「生活への支援」、「地区内の環境向上に資する創造的取組」、「地区外から人を呼び込む創造的取組」の6つを掲げました。

次に、29ページ目、「第4章 復興に向けた取組」でございます。 29ページ目から44ページ目にかけましては、第3章で掲げた基本 目標、基本方針に沿った取組の方向性と、各基本方針に基づく主要な 施策について記載しております。

32ページ目には、施策体系といたしまして、基本目標、基本方針、 主要な施策を一覧表として記載してございます

33ページ目の「1. 安全・安心の確保に向けた取組」の基本方針「1. 安全なまちづくり」では、主要な施策を、「1. 逢初川流域を一体とした流域管理への取組」、「2. 地域の状況に応じた安全確保対策の推進」、「3. 命を守る生活道路の整備」、「4. 避難所・避難路の整備」といたしました。

35ページ目の基本方針「2. 安心なまちづくり」では、主要な施策を、「1. 防災意識づくりの推進」、「2. 地域防災機能の充実」、「3. 危機管理体制の強化」といたしました。

37ページ目の「2.速やかな生活再建に向けた取組」の基本方針「3.住まいへの支援」では、主要な施策を「1.応急仮設住宅等の弾力的な運用」、「2.警戒区域に係る被災者向け宅地・住宅の整備」、「3.住宅の自力再建に対する支援」といたしました。

38ページ目の基本方針「4.生活への支援」では、主要な施策を、「1.被災者の生活設計に向けた時間提示」、「2.見守りによる生活支援」、「3.被災事業者に対する支援」、「4.地域交通の確保」、「5.安心できる子育て環境の整備」、「6.地域コミュニティの再生支援」といたしました。

41ページ目の「3. 創造的復興に向けた取組」の基本方針「5. 地区内の環境向上に資する創造的取組」では、主要な施策を「1. 歴史を継承する地域文化の再生・形成」、「2. 景観に配慮した地区まちづくり整備」といたしました。

42ページ目の基本方針「6.地区外から人を呼び込む創造的取組」では、主要な施策を、「1.地域資源の活用」、「2.伊豆山地区の活性化と多様な人材との協働」といたしました。

43ページ目の「4. 施策実施スケジュール」では、各基本方針に基づく主要な施策ごとに、現時点で想定している実施スケジュールを一覧として記載いたしました。

最後に、45ページ目、「第5章 計画の推進に向けて」でございます。

45ページ目、46ページ目は、計画の推進体制や、進捗管理について 記載しております。

土石流災害からの復興に向けては、行政はもとより、復興に携わるすべての人が主体的になってまちづくりに参画し、連携・協力できる推進体制を構築することで、それぞれの役割に応じた強みが活かせるよう互いに支え合いながら、復興に向けた取組を迅速かつ着実に推進してまいります。

また、計画の進捗管理につきましては、市役所内組織であります熱 海市伊豆山復興推進本部で行うこととし、引き続き、被災された方、 地域の皆様などとの意見交換や、ご意見をお伺いする機会をしっかり と持ちつつ、計画の内容については、その時々の状況に応じた施策の 追加や修正など、見直しを随時行ってまいります。

復興基本計画の説明は以上となります。

この報告を持ちまして、基本計画の公表とさせていただき、避難されている方、地域の皆様への周知、市ホームページへの掲載、プレスリリースなど、すみやかに周知を図ってまいりたいと考えております。 以上でございます。

髙橋委員 ただいま、事務局より報告がありました。

長

先ほども申し上げましたが、この基本計画は、私に一任とさせていただき、計画の目的や趣旨を勘案しつつ、皆様からいただいたご意見を踏まえて、学識委員であられるお二人の先生のご指導をいただきながら、事務局と内容を最終的に詰めたものでございます。

特に、中田委員には、基本理念の部分で貴重なご意見を、また、中島委員には、施策の部分などで大変厳しいご意見をいただいておりましたので、お二方の委員には、内容について個々に確認をさせていただきながら修正してまいりました。

基本計画は、理念や目標、方針など、土石流災害からの復旧・復興の 大きな方向性を示すものであります。

今後、この計画に沿って、市として復旧・復興を進める訳ですが、計画の期間は、長期のものでは10年という長い道のりです。

その間、当然のことですが、被災された方のそれぞれの生活や事情、 被災地の課題は、日々刻々と変化していくものと思います。

先ほど事務局から、計画は必要に応じて、施策の追加や修正など、 見直しを随時行っていくとの説明がありました。

市当局におかれては、一日も早い復旧・復興に向けて、計画を着実 に進めていくのは当然ですが、計画は、策定したからこれで終わりと いうことにしないでいただきたい。

今後も、被災された方々や地域の切実な声を十分に聴いて、計画の 見直しを随時行うとともに、被災者支援施策についても、被災された 方々や地域が、真に必要とするものを確実に実施するよう、強く求め たいと思います。その前に中島委員、確認したいことがあると先ほど 言っていましたね。

中島委員

修正のあった中で確認したいところがあります。37ページ、まず一つが、速やかな生活再建の主要な施策1、応急仮設住宅等の弾力的な運用というところです。最後の一文が、「その支援の内容について検討し、明らかにしていく」という緩い文章になっています。この意味ですが、警戒区域が解除され、復旧され、伊豆山に戻れる日まで市が責任をもって仮設住宅の全額保証していくという理解でよろしいですか。市長にお答えいただきたい。

齊藤市長

全額保証かどうかは具体的な施策になるので、これから考えることですが、皆様がお困りにならないように、きちんと2年以降のことについても市が対応していきたいと考えています。具体的な施策は、これから予算がどれくらいでどのくらいの期間になるのかということは、皆さんの生活が仮設住宅のみなし活用期間が終わった後も市としてしっかり支援をしてまいりたいと考えています。

中島委員

是非全額保証の勢いでやっていただきたいと思います。

もう一つ、速やかな生活再建の主要な施策3、住宅の自力再建に対する支援というところで、「自力再建希望者が自己の住宅を再建する際に必要な技術的支援や公的な資金援助などの仕組みについて検討し、明らかにしていきます」という文章を入れていただきました。私たちはこの文章を入れてもらうために意見してきました。

内容についても曖昧なので私の方でこういう風に理解しているということを言わせていただきます。この内容は、全壊だけでなく一部損壊まで、伊豆山に戻って住みたいという人たちの現実に即した、公的

な資金援助をするという理解でよろしいでしょうか。ここでいう現実 に即したというのは皆が実際にかかった費用に即したという意味で す。市長お願いします。

齊藤市長

基本計画なので大きな方向性を、現時点で詰めさせていただいています。具体的に資金援助についてどういう枠組みがあるのか、どれくらいのことができるのか、検討をしているところです。それが一部損壊になるのかこの時点では明言はできませんが、できる限り市として、また恐らくこれは国や県の支援も必要になってくると思うので、そういう機関とも相談しながらできる限り皆さんの自力再建の援助をして参りたいと考えています。

中島委員

今の、主要な施策3の住宅の自力再建に対しては熱海市まちづくり 課がやろうとしている小規模住宅地区改良事業だと思いますが、その 内容は、一度全部壊して建て直す人の制度であって、損壊した母屋に は何の補助もありません。多分そういう制度だと思います。実際に被 災している方の約半数が損壊となります。その半数の方が網から外れ てしまうという危険性があります。

実際に東日本の岩手県大船渡市が熱海と同じ改良事業を進めたが、 うまくいかなかった。個々の制度を組み合わせて細かい補助金メニューみたいなものを作っています。例えば水道を直したらそれに対して上限いくらで補助できるとか、壁を直したらいくら補助できるとかすごく細かくなっています。熱海市も独自に被害者の補助がもらえるよう、実際に即したメニューを考えていくべきだと思っています。是非よろしくお願いいたします。

髙橋委員 長

また(支援の話については)まちづくり計画でも出てくると思うので、その時にまたご意見いただきたいと思います。

中島委員

もう一つ確認です。44ページ、実施スケジュールで、被災者向け住宅整備(警戒区域に係る被災者向け宅地・住宅の整備)が半年から1年に延びていますが、理由を具体的に教えてください。

事務局 (渋谷ま

この期間が前回と比べて延びている理由は、住宅の整備というのを プラスしているため、若干延ばさせていただいています。

ちづくり

課長)

中島委員

よくわからないのですが、その都度出てきて日にちが延びていくと どうしても再建が遅れるので、次から次に変わっていくと問題がある と思うのですが。

事務局 こちらの当初のスケジュール表だと令和7年度の中頃までの矢印と (濱島都 なっています。5月の終わりにまちづくりの説明会をさせていただい 市計 画 室 た時に、自力再建・被災者向け住宅を建てるための宅地の造成が、こ

調整監)

の時期から自己再建される方の建物の建築が始められる時期というこ とで説明させていただいていました。その時期がスケジュールに載っ ており、今回最終版を検討するにあたり、宅地の整備がされた上に建 築をする期間に修正を加えて令和7年度の終わりまでのスケジュール とさせていただいております。

中島委員

延びたわけではないということですか。

事務局

説明会で説明した内容から延びているわけではなく表現が間違って (濱島都)いたので修正した形になります。

市計画室

調整監)

髙橋委員 長

委員長から市長にお聞きしたいと思います。今、中島委員も言った とおり、行政の文面だとわかりにくい。果たしてこの計画で支援を受 けられるのかと心配している方が多くいます。今一度市長から貴重な 支援をやると力強く声をいただきたいが、いかがでしょうか。

齊藤市長

中島委員の不安に思われる点についてお答えさせていただきました が、本日、お示しした基本計画は基本的な考え方や方針を示すもので 具体的な支援策までは掲載していません。しかしながら、現在皆さん からいただいたご意見やお声を基に自宅の再建や伊豆山への帰還など にあたっての具体的な支援策を市で検討しています。

今後スケジュールは8月上旬を予定していますが、警戒区域の解除 に向けた大まかなスケジュール、また考え方をお示しする予定があり ますが、それに合わせて被災者の皆様に対する具体的な生活再建の支 援策をお示しし、これらの施策を着実に実施して参りたいと思います。 皆様を市として支援してまいります。

髙橋委員 お約束いただけるということですね。

長

齊藤市長 はい。

伊藤委員

文言のことで恐縮ですが、27ページ、基本理念を表すダイヤグラム ですが、真ん中に「地域が取り戻す後世につなぐ安心安全~」の順番 が違っています。まず安全が最初です。直した方がいいと思います。 計画なので文言の間違いがあってはいけないので再度確認いただいた 方がいいと思います。

# 4. 議 題 ①復興まちづくり計画(案)について

髙橋委員 それでは、本日の議題に入ります。はじめに、議題の①「復興まちづ くり計画(案)」について、事務局より説明をお願いします。 長

事務局 それでは、事務局より、議題①「復興まちづくり計画(案)」につき (中田建 まして、配布させていただきました資料4「熱海市伊豆山復興まちづ くり計画(案)」により、要点をご説明申し上げます。 築室主査)

はじめに、資料4 1ページ目 第1章「復興まちづくり計画の概要」をご覧ください。本計画の趣旨といたしまして、「計画の目的」 「計画の位置付け」を記載しております。

「計画の目的」といたしまして、復興基本計画を受け、被災地の復旧・復興を、迅速かつ、計画的・効果的に推進することを目的としています。これは、被災市街地の将来像や土地利用計画、宅地・都市基盤整備の基本を示し、復興まちづくりの指針として策定するものとなります。

続きまして、計画の位置付けでございます。

下段の図にございますように、本計画は、復興基本計画の「基本目標」や「基本方針」に基づいており、被災市街地を対象とした土地利用や、公共施設・宅地の整備等の事業内容を具現化する計画として位置付けられます。そして、本計画を指針として、復興事業計画を作成し、各種復興事業などを実施していきます。

次に2ページ目 「計画の対象」をご覧ください。

本計画の対象区域といたしまして、被災区域、主に災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域を中心とし、その周辺の生活圏を生活道路などによって区切った範囲といたしました。対象区域図の中で水色の線で示す範囲となります。

ただし、復興まちづくりの必要条件となる、恒久的・持続的な安全 確保につきましては、広域的な視点による調整が必要となるため、図 の緑色の線で示す「逢初川流域」で検討致します。

続きまして、「計画期間」となります。

復興基本計画に基づき、事業推進期間を短期、中期、長期として設定しております。下の図の3つの矢印で示すとおり、上段は「被災区域の復興に向けた安全対策」といたしまして、住宅の修繕により戻れる住民が、上流の安全対策と連携した警戒区域の解除により、短期に現地へ戻れることを目指します。

中段は「現地へ戻るためのまちづくり」として、住宅が流出または被害の大きかった住民が現地に戻れるよう、短期から重点的にまちづくり事業を進め、中期内の現地再建を目指します。

下段は「区域全体の創造的な復興の取組」として、中期・長期にかけて進め、実施可能なものから前倒しをしていきます。

次に3ページ目「計画の構成」をご覧ください。

本計画では全5章での構成としております。

第1章では「復興まちづくり計画の概要」と致しまして、先程ご説明させていただきました通り、本計画の目的や位置付け、対象区域や計画期間などの概要を示します。

第2章では「地区の状況と復興まちづくりの課題」と致しまして、 地区の被災状況や被災前の概況、上位計画や関連事業、被災者の生活 再建意向などから復興まちづくりに向けた課題を示します。

第3章では「復興まちづくりの将来像」と致しまして、復興基本計画に基づき、復興まちづくりの基本方針を定め、まちづくりの将来像を示します。

第4章では「復興まちづくりの実施方針」と致しまして、土地利用 の方針を定めたうえで、基本方針とまちづくりの将来像に基づく公共 施設の整備計画などを示します。

第5章では「復興まちづくりの推進」と致しまして、復興まちづく りを推進するための事業構想図やスケジュール、被災者等との協働等 について示します。

続きまして、4ページ目から第2章「地区の状況と復興まちづくりの課題」となります。この章では、復興まちづくりの課題を示すための地区の現状につきまして、4ページから 20ページにかけて、データ等を掲載したものとなります。順に要点をご説明させて頂きます。

4ページ目では「被災状況」を示しております。

続く、5ページ目では被災前となりますが、伊豆山地区の「人口・世帯」状況を示しております。6ページから8ページの各種データで示されているとおり、伊豆山地区におきましては、市全体や他地区に比べて人口減少や高齢化の進行が顕著となっており、世帯数についても同様に減少傾向が顕著であります。

9ページをご覧ください。計画対象地は標高地形図に示す通り、丘陵 が海に迫る急峻な地形であり、平坦地が少ないことが分かります。ま た、この地形により、市街地から相模灘などへの眺望に恵まれた地区 と言えます。

10ページをご覧ください。下の図では都市計画上の用途地域を示しており、計画対象区域は薄緑色とオレンジ色で示す住居系の用途が主であり、市道伊豆山神社線や国道の沿道は近隣商業地域となっております。

11ページをご覧ください。計画対象区域は土砂災害防止法に基づく「警戒区域」に含まれております。

12ページでは計画対象区域の道路状況を示しております。

幅員別にみますと4m未満の道路が全体の70%近くを占めており、緊急車両の進入や消防活動、建物の倒壊による道路閉塞等の災害リスクを伴うものとなります。

13ページでは熱海市内の都市公園・緑地を示しております。計画対象区域内には公園・緑地などが立地していないことが分かります。

14・15ページでは伊豆山地区の歴史・文化資源を掲載しております。計画対象区域では伊豆山神社の例大祭における神輿渡御ルートにあたり、岸谷地区は江戸城の石丁場であったとされています。

16ページでは本災害により通学路の歩道や消防拠点、地域活動の場といったコミュニティへの被害状況を示しております。

17ページでは、本計画の関連計画といたしまして、「熱海市都市計画マスタープラン」における将来都市構造図を示しております。

都市計画マスタープランにおきましては、図の紫色の輪で示す通り、 伊豆山神社参道周辺を「観光拠点」と位置付けており、観光・交流を促進する区域として、観光資源等の環境整備を進めるものです。

また、18ページのとおり、都市計画マスタープランの地区別構想に おいて、伊豆山神社参道周辺は、暮らしと観光が調和した地域を目指 すまちづくりをテーマに掲げています。

19ページは復興関連事業といたしまして、国による砂防堰堤の整備を挙げております。国は既設の砂防堰堤の除石を令和3年12月までに終え、新設の砂防堰堤を令和4年度中の完成を目指して工事が進められております。

20 ページでは同じく、復興関連事業といたしまして、静岡県による 逢初川の河川改修計画を掲載しております。おおむね30年に1度降る 雨量を安全に流せるよう、上部が空いている開水路とし、なるべく緩 やかなカーブにした上で川幅を拡幅する計画となっております。

21ページは被災者の生活再建意向となります。

昨年の 11 月に警戒区域内の 129 世帯を対象に郵送によるアンケート 方式で調査したものを集計したものとなります。

この調査結果につきましては、現在、被災者の方に対して個別訪問を開始しており、本計画におきましては、最新の意向調査を反映させていきますので、委員の皆様には、改めて調査結果を提示させて頂きたく存じます。また、同様に第2章の3「復興まちづくりに向けた課題」以降の内容につきましても、最新の意向調査を踏まえながら、順次ご提示させて頂きたく存じます。

今回お示しさせていただきました資料4の説明は以上でございますが、これらの現状から課題を整理し、まちづくり計画に反映させたものを、次回以降の委員会でお示しさせて頂く所存でございますのでご 了承願います。

今回、委員の皆様にご議論賜りたいのは、大きく3点ございます。 まず一つ目は2ページ目に記載しております、「計画対象区域」について、二つ目は同じく2ページ目にあります「計画期間」の設定について、最後に3ページ目「計画の構成」における項目の追加や削除な どについてです。

以上でございます。

髙橋委員 長

ただいま、事務局より説明がありました。皆様にご議論いただきた いページがありました。計画対象区域、計画期間、計画の構成であり ます。最初に計画対象区域についてご意見いただきたいと思います。

伊藤委員

基本的な質問ですが、2ページの上に計画対象区域案が示され、こ の文章によると、災害対策基本法 63 条で設定されている警戒区域の周 辺を取り込んだということですが、上流の方で警戒区域よりも狭くな っています。計画区域は少なくとも警戒区域を取り込んだ区域にすべ きではないかというのがまず1点。今決められている災害対策基本法 に基づく警戒区域、当面危険があって立ち入りを禁止している区域で すが、その危険性を取り除くのはわかるが、復興まちづくり計画がも う少し長期をにらんでまちづくりを進める計画なので、当面危険な警 戒区域を取り込んで区域になるべきだろうなと思います。ここのとこ ろが見直しが必要と思っています。

もう1点、具体的な河川整備や周辺の道路整備を行うような計画を 想定した計画区域だと思うが、復興まちづくりの基本は流域の安全管 理だと思います。このレベルの計画区域のもう一つ広い範囲で逢初川 流域をこのまちづくり計画のもう一つの区域とすべきと思っていま す。そこで繰り返し行われてきた盛土を防ぐとか、あるいはそのため の法律を適用するとか、法律を適用したらそれをちゃんと関連機関で 運用していくとか、そこに地域も関わっていくとか、流域の土地利用 や環境を管理していくことが伊豆山地区の復興まちづくり計画のもう 一つの重要な役割と思っています。復興基本計画の中でもそういう意 味では流域の管理も入っているわけです。それを具体的に復興まちづ くり計画の中で示すべきだと思います。

もう少し具体的にいうと、砂防法の適用区域の問題、改正された宅 地造成等規制法の適用区域、あるいはそれに関連する土地利用事業の 指導要綱の運用の問題等、いくつかその他関連する法律に基づく適用 区域を逢初川流域の中でどう対処していくかということが復興まちづ くり計画の基本であるべきだと思いました。それがないと下流の方で 河川整備や周辺まちづくりをやってもまた同じような災害が起こって しまってはどうしようもないわけです。そういう意味でも一つの流域 を計画対象区域にすることについても配慮いただければと思います。

事務局

1点目の計画対象区域の考え方についてですが、こちら2ページ目 ( 濱 島 都 の図面、警戒区域の黒枠の線は上流が閉じた状態になっていますが、 市 計 画 室 実はさらに上流の方まで続いており、今回水色の区域を設定した上限 調整監) 部分については、こちらの文章にあるように道路になるが、住宅があ る道路ということで描かせていただいています。左右の幅に関しては 当初事務局側でもまちづくりの対象に関して基本は被害を受けたエリ ア内の幅ということで変更したが、今後計画を進めていくにあたり、 どうしても今回避難経路の検討、狭い道路も計画に盛り込むべきとい う考えが出てくるということで、こちらの2ページの図面がわかりに くいものですから、計画書の12ページの道路の色が付いた図面をご覧 ください。道路の部分が黄色・緑・赤でついていますが、右上の幅の端 の部分に関しては今後検討しなければならない避難経路等の接続先と して少なくとも伊豆山神社の参道線もエリアに入れておいたほうがい いのではないか。その他、自動車の通れる道路の接続先として伊豆山 神社線や上流部分についても赤で市道がある箇所が範囲のひとつとし て考えています。

続いて流域の管理についてです。おっしゃるとおり、まちづくりの計画を立てていく前段として現地の安全確保が大事だと考えています。その内容を盛り込もうとして第2章にある現状のデータの部分など資料の作成を進めているが、広域的な流域の範囲と、狭い範囲のまちづくりのハード的なエリアを同時に考えると、どうしても計画書の中身のまとまりが悪い。二段構えの表現方法になってしまってそれをどうしようかと考えています。ここで提案なのですが、流域の管理については非常に重要な内容であるため、このまちづくり計画に盛り込むのではなく、別で検討した方が良いのではないかと考えています。この考えについてもご意見いただければと思います。

髙橋委員 長 流域関係は別に示すということで、この件についていかがでしょうか。

伊藤委員

現在計画対象区域として設計されている上流部のところ、対象区域のところに表現されている計画区域、復興基本計画の中でもこの区域は、広めに示されているが、表現を正確にして頂かないといけない。ここは計画対象区域から外すとすれば、将来的なまちづくり上、特に危険がないといったこともわかる様にしていただきたいと思っています。この計画区域は単に道路やまちづくりを行う範囲だけでなく、この区域でも必要な土地利用対策をして安全を確保する。つまり急斜面だったらそれなりの対策も必要となります。このようなことも含めて検討すべきところなので、計画対象区域から除くということであればそれなりの理由を明記していただきたい。

後半に説明があった流域の計画は別立てで作るということですが、 別立てでしっかり作られるのであったらそれはそれで一つの対処法と 思います。このまちづくり計画を進める前提となることなので期間や 内容については復興まちづくり計画を決めるのと同時に検討すること であれば、同時期に別立てでまとめるのは無理ではないかと思う。復興まちづくり計画策定後に速やかに策定されるよう考えていただければと思います。

髙橋委員 長 事務局にお願いしたいが、(地図が小さいので)もう少し大きい地図でお願いしたい。次は用意してほしい。

事務局

修正させていただきます。

(渋谷ま

ちづくり

課長)

中田委員

流域計画については伊藤委員もおっしゃたように、検討するべきだと、まちづくり計画の中に盛り込んで一体となって、原点であるから それを踏まえてのまちづくりとするべきです。

計画対象区域ですが、この区域に入っている住民の皆さん、所有者の皆さん、影響が大きいものだと思います。河川改修の部分に道路拡幅についての方向が出されて来れば当然計画対象区域の方にも影響が出てくるわけです。この地図ではどの方が対象になるのか全く分かりません。これで一方的に計画対象区域に指定された場合、その方々のご協力を得なくて果たして計画が進められるのかと思います。そういう点で、この計画区域を設定した説明を十分にされるべきだと思います。

特に伊豆山神社参道線も含まれるとなると参道そのものを含むのか否かが、非常に大きな問題となってきます。その西側部分ということで境がどこになるのか。対象住民の方に説明できるような協力を頂く上で非常に大切になってくると思います。被災区域に基づく周辺をこれだけ決めたと一方的な話で皆さんに協力してください、どの程度の協力をお願いするのかはっきり見えてこない。その点をしっかり説明されるべきではないかと思います。

髙橋委員 事務局よろしいですね。対象区域をわかる様にというお願いです。 長

高見副委員長

先ほど復興基本計画を説明いただいてそれについて確認をするという場面で、中島委員からも確認がありましたが、基本計画では施策が網羅され、重要なことについては熱海市が先頭に立って執り行っていくことが書いてあるので、復興基本計画はなかなか踏み込んでいいものができたと思っております。

それに対して今の回答はがっかりですが、逢初川流域の管理について計画をしますと基本計画に書かれているのでそれを別立てでやられると、このような扱いがあちこちでてくると基本計画に書いてあるけどこれは別にやりますと疑わざるを得ない。基本計画に書いてあるこ

とは全部まちづくり計画で受けてくださいと私は思います。そうしないと基本計画がきちんとしたものができたので、またまちづくり計画でぐらつくのではないかと思います。

区域に関しては、なぜ別立てにしないといけないかという理由を聞かせていただかない限りまだ納得できないというのと、区域ですが、同じ類のことを言いますが、基本計画に創造的復興の中に安全・安心を確保した上で環境を活かしてよりよい街にしていきましょうということが書かれていて景観のことも書かれています。景観一つとっても伊豆山神社の参道を入れてそこから海への眺望をという議論をするときになぜ左半分が入っていないのかという、基本計画の主旨があまり理解できていないと言わざるを得なくなります。

もしまちづくり計画が復興被災者の住宅の失われた方たちの基盤整備事業の区域をどう作るかというものがまちづくり計画ですというなら、まさにもっとスピード感をもって立てればいいと思います。今回はそうではなくて、それもやるけど伊豆山地区の将来を、これを機会により良い街にしていきましょうということも含めての計画と表現されています。とすれば、私は今日示されている青い線が非常に細い線で描かれていることに違和感を覚えております。この辺のまちづくりという柔らかい線で囲っていくなり、青い区域は基本計画でうたっていることの全て包含する非常に広い範囲をお取りになればいいと思うし、事業計画は黒い区域を対象とすればよく、非常に中途半端だなという印象です。

髙橋委員 基本計画との整合性がないと高見副委員長からご意見がありまし 長 た。

事務局 今いただいた意見、再度検討、協議し直したいと思います。事業計 (渋 谷 ま 画的なリンクされたものということ、それと基盤整備を行おうとして ちづくり いる事業計画といったエリア取り、もう一度基本計画を含めて見直し 課長) 検討して参りたいと思います。1点目の流域計画ですが、確かに最初 は別立てでと考えていましたが、規制・制度・全般についてまとめて ページとして付け加えるように検討を進めてまいりたいと考えています。

髙橋委員 対象区域のことはこれくらいでよろしいでしょうか。 長 それでは計画期間についてご意見ございましたら。

押田委員 委員長から計画期間の話がありましたが、2ページのバーチャート、 被災地の復興に向けた安全対策、令和4年から令和6年までで具体的 な内容はまだここでは出ないと思いますが、決まっているものがある とするならば知りたいです。

事務局 こちらのバーチャート上段の矢印については、文章に書いてある通

(濱島都 り、上流の安全対策等を行って住宅の修繕、戻れる方を短期で早めに 市計画室 帰れるようにやっていきたいと考えています。

調整監)

具体的には国の方でやっていただいている新規の砂防堰堤の工事、 今年度中に完了予定で工事を進めています。県の方でやっている河川 の改良工事。こちらが今年度から着手し令和6年度の完成を目指して いると聞いています。安全を確保するために盛土についても対策が必 要かと思っています。これらの一連の対策を具体的に考えているとこ ろです。

押田委員 新設堰堤の完成と河川整備ができる期間が令和6年度という解釈で いいですか。

事務局 今目標を出されているのはその2点ですが、その他安全対策に関し (濱島都 ましても関係機関と調整をしていますので、これらも中に入ってくる 市計画室 と思います。

調整監)

押田委員

もう一度いいですか。話は戻りますが、資料3の43ページ、同じようなバーチャートがあり、(安心なまちづくり・地域防災機能の充実に)令和4年から令和6年の間に消防施設の設備の機能回復という項目があるが、消防施設、例えば(消防団の)詰め所・消火栓、そういうものを含めて計画していくという解釈でしたが、いかがでしょうか。

稲田副市 長 源頭部の土砂、砂防堰堤・河川工事、それらの安全性が確認できたところで、警戒区域の解除について国・県と協議をして時期を決めていきます。この時期はまだ不確定なのでなんとも言えないところはありますが、令和6年度中に様々なところがクリアされ、建替えではなく修繕で帰れるお宅の皆さんについては帰れるようにしたい。

また、第四分団については、どこに建て替えるか決まっていませんので何とも言えませんが、地区の皆さんの安全安心についての核となる施設ですので、市としては出来るだけ早く再建したいと考えております。時期については、まだはっきりしたことは申し上げられません。その点も含め、様々な角度から検討に入っていますので、先が見えた所で速やかに皆さんにご報告したいと思っています。

中田委員

災害対策基本法 63 条との解除の絡みで、8 月上旬にスケジュールが発表されるだろうということとの関わりですが、河川工事は上流から進められてくると私共受け取っているが、上流から順次下流に向かって工事が進められる方法だけなのでしょうか。というのは、伊豆山浜地区は、JRの線路から国道 135 号の間の狭い地区ではありますが、被災住宅、犠牲者もおられるわけです。この地区は今のところブロックで通れなくなっていますが、上流からということで考えると(河川工事は)一番最後の流れです。

技術的な問題もあろうかと思いますが、国道 135 号側からも合わせ て工事を進めることはできないでしょうか。地域住民にとっては非常 に関心の大きな工事期間なのでその点可能であれば上から下からやっ てもらえればいいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

事務局

市の方で(得ている)県の河川工事の情報によると、まず逢初川の (濱島都 河川改良に関しては、取りかかれるところから急いで順次工事に入っ 市計画室 ていると聞いています。

調整監)

今お話にあった伊豆山地区下流のエリアについては区間内に新幹線 や東海道本線が通っており調整に時間がかかっていると聞いていま す。下流域についても設計の検討を進めていると聞いています。こち らの詳細に関しても確認ができましたら住民の皆さんに情報をお示し できる様考えておりますのでよろしくお願いいたします。

中田委員

情報だけはすぐ地域住民にお知らせください。浜地区住民の人達も そうですが、要望として(下流からも工事を)進めていただきたい。

髙橋委員 事務局よろしくお願いします。

長

中島委員 今の話は上流部と下流部は8月の説明会で発表するのではないので すか。そういう風に理解していました。

稲田副市 長

先ほどの説明にもありましたように、河川の計画・設計については 県の熱海土木事務所がしております。説明会でも絵が出ていなかった ということで、我々も非常に気になっていて、先日も熱海土木事務所 長と話をさせていただきました。

JRとの協議等があって、設計に手間取っているということですが、 そこが出来ないと市道も絵を出していけないというところもあり、8 月の説明会に向けてどの程度のイメージ図が出せるのか協議をしてい るところです。JRとの協議も進まない中で、詳細なところも詰めて 出せるかどうかわからないが、出来るだけ皆さんがイメージできるも のを出せればと協議をしている段階です。

中島委員

あそこは、新幹線と東海道線があり東海道線の方が狭くなるのでは ないかという話を聞いたことがあり、狭くなったら意味ないなと思っ ています。

髙橋委員 設計や工事などの計画期間について、きちんとした情報が入ったら すぐ地域住民にお知らせください。 長

岩本委員

上流部の砂防堰堤と中流部からの河川の線形を修正したりして、県 が施工するということでしたが、左右に4mの道路を作るということ で、もちろん用地買収をしないといけない過程が出てくるとは思いま すが、県と道路、市道になると思いますが、4mの道路を左右同時に 行うのですか。

事務局 基本的には河川が優先されるものだと認識しております。県と調整 (渋谷ま しながら進めて参りたいと考えてございます。

ちづくり

課長)

髙橋委員 続いて、3番目の計画の構成について議論したいと思います。1章 長 から5章まであるけどこれでいいかということですよね。

伊藤委員

全体の構成ですが、現況の1章の内容の構成について意見申し上げたいと思います。さきほど図面がわかりにくいとありましたが、それにも関連することですが、計画区域を決めたら計画区域の中で各項目別の状況がどうなっているか、計画対象区域を決めたらそれに基づくベースマップの上に色んな情報を表現していくのが基本だと思います。計画区域をベースとした各市の情報が一目で見られるような、計画を立てていく。そういう意味では4ページ以降のいろんな情報がいろんな区域で示されていてわかりにくい一つの要因となっています。

それから6ページからの人口や世帯数というのは基本的な情報だと 思います。市全体の大雑把な状況が示されているが、計画区域の中あ るいは被災地の中で従前の人口世帯数はどうなっているのか、今後ま ちづくり計画の中にその他の項目に関しても足りない情報があったり するので、改めて調べたりし、事実に基づいたデータをお願いしたい。 ものによってはここに載っていますが、大きな図面を持ってきて説明 いただき、それによって分かりやすく中身を理解できる状態にしてい ただければと思います。

髙橋委員 長 確かにそうですね。大きな図面を持ってきて説明しないと。皆さん これだけでわかりますか。

中田委員

なぜ計画対象区域を設定するのか、その説明が全然ありません。これは何のために作るのか。災害対策基本法第63条ではないはずです。どういう目的でどういう法律でそれができることによりどうなるのか。計画対象区域を設定するのはなぜなのか。そこがきちんと説明されていないからいろいろ項目は出されているが、結局わからないということになってしまいます。

計画対象区域を設定するのは復旧・復興と安全安心のまちづくり。 その為には警戒区域よりさらに幅を広げてこれだけのスペースを確保 しないと達成できない。多分そういうことだと思います。狭い区域の 中ではとてもできない。幅を広げると同時に伊豆山にとってまちづく りとして役立ってくる、多分そういうことだと思いますが、はっきり しないので、地図を示されてこうだ、俺のところはどうなった、立ち 退きになるのか皆さん考えていると思いますので、大前提の目的をき ちんとしてほしいです。地図に示されるとみなさん自分の家がどうな るか心配することになると思います。丁寧な説明が必要だと思います。

事務局

(濱島都 調整監)

委員のご意見良くわかります。先ほど中田委員がおっしゃったエリ アの設定の、どちらかというと今後工事を進めていくための事業計画 市 計 画 室 に関しては、エリア内に含まれた土地にどういう改変がされるのか説 明がどうしても必要だと思います。

> 今回のまちづくり計画対象区域ですが、こちらも今日お諮りしてご 意見を聞いて改善していきたいと思っていますが、どちらかというと 計画区域はきっちりラインで描いてしまっているのでそういうような イメージをもってしまうのですが、63条区域を含めてその周りにある 程度厚みを持った線で囲むべき区域なのかと、今日お話を聞いて考え ていたところです。もちろんエリアを決めるのも、次回の委員会まで に示して計画書に説明文を乗せられるように考えています。このよう な形でよろしいでしょうか。

髙橋委員 この次、ご意見を踏まえて修正してきてください。

長

高見副委 員長

繰り返しになりますが、復興基本計画を非常によくおまとめになり ましたので、よく読んでこれを反映できるまちづくり計画という観点 で考えると素直に決まってくるのではないかと思います。皆さんから いろいろご注意を頂いて次回に期待したいという気分でおります。是 非時間もないので頑張って下さいというお願いです。

話は変わって、12ページですが、一番小さい区域で再建と考えた時 には現状の道路がどうなっているかもっと緻密に知りたい。質問です が、国道と市道しか示されていませんが、それ以外の道はないのでし ようか。市道認定されていない通路も含めて、通常はそういうものが あってそこに確認申請をとれない土地が存在しています。それが今回 基盤整備を行うにあたって細かいところを押さえておかないと区域が 取れない。そういう次にやることを考えるために必要な情報を目的な しにいろいろこうなっています、人口はこうなっていますという感じ だと情報が散らかってしまいます。

髙橋委員 よろしいですか。 長

岡本委員

この道路が他にないのかということですが、この道路の12ページで す。要するに伊豆山地区の道路は道路ではないのですよね。赤く示し たところは、要するに (狭く、車が入れないような) バイクしか入れな い道ですよね。極端な話でいったら道路ではない。どういう風に枠を 決めたのかわからないが、幅員別道路現況図の枠を緑と黒に、黒は流 れたところ(警戒区域)。道路をどういう風に作るのか、早く示しても らいたい。皆さんの復興、勢いが違ってくると思います。

道路をこのように作りますとか川が決まっているならこの脇に道路を2つ作るのであればその道路を皆さんの生活に、車で通れるような道路をつくってもらいたい。それを早く進めてもらいたいです。いつまでたっても先に進めないと思います。

髙橋委員 これは要望ですか。

長

岡本委員 要望です。そういう計画があるなら早く出してください。

高橋委員 他にありませんか。だいぶ時間も過ぎました。それでは、ご意見も 長 尽きたようですので、本日の復興まちづくり計画(案)についての議 論は、以上で終了したいと思います。

### 5. その他

髙橋委員 本日の議題は以上で終了いたしました。

長 次に、その他として、事務局より「伊豆山復興まちづくりワークショップ」についての報告があるとのことです。

事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、事務局より、その他といたしまして、「第1回伊豆山復興 (鈴木復 まちづくりワークショップの開催結果」について、配付させていただ 興推進室 きました資料5によりご報告申し上げます。

長) 前回、第4回の検討委員会におきまして開催告知をしましたが、去る5月29日(日)、市役所会議室において「第1回伊豆山復興まちづくりワークショップ」を開催いたしました。

このワークショップは、復興まちづくり計画に皆様のご意見を反映 することを目的に開催するものであります。

当日は、避難されている方と岸谷・仲道・浜地区にお住まいの方、25名のご参加をいただき、グループに分かれた上で、各テーマについて意見交換を行いました。主な実施結果につきましては、資料5のかわら版に記載のとおりであります。

この"かわら版"につきましては、ワークショップ参加者と避難されている世帯には直接郵送、また、岸谷・仲道・浜地区には、各町内会にご協力いただき、組回覧を行っております。

なお、先日の6月26日(日)に第2回のワークショップを開催して おります。この第2回の"かわら版"につきましては現在作成中です ので、改めてご報告申し上げます。

次回、第3回のワークショップは7月31日(日)に開催予定です。 以上でございます。

高橋委員 それでは、ただいま事務局より報告のあった件も含めて、議題以外 で、何か確認しておきたい事項やご質問等はございませんか。なお、 ご発言の際は、必ずマイクを用いての発言をお願いします。

中島委員

今のワークショップのお話、第1回に出ましたが、かわら版のお話 はファシリテーション協会さんと話をしましたが、ファシリテーショ ン協会の方は中立という立場ということで、熱海市・被災者・中立の ファシリテーションの方ということでこのチラシが出来上がると思う のですが、実際に被災者の方が見てこれで良いという話はしていない です。できれば本当に中立で作るのであれば作る前に被災者の方も中 に入れることの方が現実味があると思います。

なぜかというと、書いてあるグループにちょっと泥臭いような内容 が入っていないです。ちょっとやさしめな話になっているので、今ま での復興委員会でもそうですがすごく難しい、大変なきつい声が反映 されていかない。本当の被災者の現実が見えてこないということがあ るので、できればそういうものを入れてもらいたいし、被災者も一緒 にこれでいいか確認をして入れていただかないと中立にならないと思 います。

事務局

先日の第2回のワークショップの際にも中島委員にご意見を賜って ( 鈴 木 復) いるところでございます。その件に関しまして、次回ワークショップ 興 推 進 室 に向けてどのようにリバイスできるか検討しています。

長)

かわら版につきましては意見を恣意的にするなどは全く一切してご ざいません。限られた紙面の中でなるべく情報が盛り込めるような形 で作っていきたいと考えておりますので、かわら版については今のサ イズA4ではなく次回からはA3のちょっと大きめで当然もっと多く のご意見を載せられるような形で変えたいと思っています。

あとの話についてはもう少し検討させていただければと思いますの でご了承いただけますようお願い申し上げます。

髙橋委員 長

ワークショップで集まった意見は貴重なものなので吸い上げて載せ ていただきたい。

中島委員

ワークショップでのお願いですが、今回の土石流が起こった原因が 伊豆山地区のコミュニティの薄さだったということもワークショップ の中で意見交換しています。それが何かというと伊豆山の七尾地区の 方に毎日ダンプが行っていましたが、それは被災した岸谷地区の前に はダンプが通らないので全く気付きませんでした。七尾地区の方はダ ンプが来たら困るという話をしていたそうですが、そこに岸谷や仲道 や浜の人達はコミュニケーションがとれていなかったからこれが原因 で市に要望できなかったという話を聞きました。

今回このワークショップには岸谷・仲道・浜の方々が来られていま すが、ぜひ各町内の代表の方がこのグループに参加してもらい各町内 へ聞いた話を持ち帰っていただいて広めていただきたい。そういうよ うな活動をそのワークショップでやっていただけたらとてもいいのか なと思います。要望です。

伊藤委員

このワークショップで出された意見は、とても必要だと思いますが 復興まちづくり計画にちゃんと反映されるかどうかというところが重 要と思います。その点についてはどうお考えですか。

事務局

(濱島都 調整監)

このワークショップは5月から始まり全5回で計画をしておりま す。それと同時進行でまちづくり計画の策定も進めています。事務局 市計画室 側では8月中の計画策定を目指しておりますので、回数は次回第3回 までの意見を取りまとめまして、復興まちづくり計画書に反映。第4 回ワークショップの内容とまちづくり計画書の方が整合をとれている か確認をし、最後5回目に関しては9月開催予定になっております。 こちらに関しましては策定された計画書を元に行政や地元がどのよう な行動ができるかというテーマにしていただければと考えています。

> まずは7月、次回行う3回目のワークショップまでの内容を計画の 方に盛り込ませていただきたいと考えていますのでよろしくお願いい たします。

伊藤委員

付け加えますが、その際、ワークショップの中ではいろんな意見が 出ます。その中で土地利用、住宅に関連すること、あるいはまちづく りに関連すること。そういうハードなまちづくりに関連することはち ゃんと抽出してそれを復興まちづくり計画の情報として集約してい く、活かしていくというプロセスを不可欠だと思うので、是非考えて いただきたいと思う。

もう1点、直接は関係していませんが、中島委員からご指摘があっ た、安全管理をしていくためには地域の方々がちゃんと関わって気づ いたことを地域の安全管理に反映していくことが必要だというご指摘 だったと思います。今後の課題としてお考えいただければと思います が、熱海市にはまちづくり条例というルールがあり、地域の方々がそ の地区の土地利用に関わるあるいは土地利用計画そのものを地域の方 々が作るという仕組みとなっています。まちの中で再開発や市街地整 備をするための計画として行われている側面がありました。

今回伊豆山地域に関しては流域の土地利用や市街地整備について、 地域の方々がまちづくりをコントロールして管理していくための計画 としてうまく使われるといいと思います。なかなか復旧に関すること と併せてやるのは難しいと思いますが、将来的な安全確保・安全管理 について熱海市のまちづくり条例をうまく利用されることが県・市、 あるいは地元の方々が連携して地域の安全を作っていくために大切な 考え方が出てきたなと思いました。

よろしければ、次回、第6回の委員会の開催日程について、事務局 髙橋委員 長 よりお願いいたします。

事務局 第6回の検討委員会でございますが、来月、7月22日(金)の午後 (佐藤 企 3時から、場所は変わりまして、市役所第3庁舎2階会議室にて開催 画財 政課 させていただきたく存じます。

長) この日程でご都合はいかがでしょうか。

髙橋委員 ただいま、事務局より、次回、第6回の委員会の開催日程について 長 提案がありましたが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

> よろしければ、次回、第6回の委員会は、来月、7月22日(金)の 午後3時から、場所は変わりまして、市役所第3庁舎の2階会議室に て開催いたしますので、委員の皆様におかれましては、ご出席くださ いますようお願いいたします。

> 改めて、事務局より開催通知が送付されますので、よろしくお願い いたします。

> 事務局に確認しますが、次回7月以降の検討委員会の開催予定はどのようになるのでしょうか。

事務局 先ほど、次回の第6回検討委員会の開催日は、7月22日(金)でご(鈴木復 了承いただきました。次回、第6回検討委員会では、本日に引き続き、興推進室 復興まちづくり計画(案)についてご議論いただく予定でございます。 ご案内のとおり、復興まちづくり計画は、本年8月の策定を目処としておりますので、事務局といたしましては、本検討委員会は、8月

の開催で最終とすることを目標としております。

したがいまして、本検討委員会は、あと2回、次回7月22日と8月の開催予定でございます。

以上でございます。

#### 6. 閉会

髙橋委員 事務局としては、7月、8月の二回開催を予定しているとのことで 長 すので、皆様、ご承知おき願います。

以上で、本日の議事等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第5回熱海市復興計画検討委員会を閉会いたします。皆様、大変お疲れ様でした。